

東京都男女平等参画審議会 中間のまとめ（概要）

「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」

第1部 基本的な考え方

1 都・国の取組み

都では、平成14年に策定した現行動計画に基づき、総合的・計画的に施策を推進。
特に、子育て支援と配偶者暴力対策の分野においては、「次世代育成支援東京都行動計画」、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定。

2 男女平等参画をめぐる現状認識

経済情勢の変化や経済のグローバル化による雇用形態の多様化の進展、また、個々人の求める生活様式も多様化し、これまでの制度では対応できない状況
様々な分野における女性の参画は国際的に見ても低く、女性が十分に活躍できる環境が未整備
都の合計特殊出生率は0.98と1を割り込み、全国で最低
男女平等参画を進めることによって、少子化対策にも寄与

3 めざすべき男女平等参画社会のあり方

少子・高齢化により世帯構成や働き手も変化するとともに、男女を問わず人々の価値観が多様化しているなか、性別や年齢を問わず、その個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活を送ることができるような社会をめざしていくべきである。

4 めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて

配偶者暴力をはじめとする人権侵害への対策、男性・女性の状況に応じた健康支援、教育・学習の充実などを引き続き着実に進めるとともに、東京の特性を踏まえつつ、これからの時代に求められる施策の展開を積極的に推進していかなければならず、めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて、次の事項を中心に進めるべきである。

(1) ワークライフバランスの推進

男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と生活、育児・介護などが両立できる社会にするため、働き方の見直しを含むワークライフバランス(仕事と生活の調和)を推進

(2) 女性のチャレンジ支援の推進

様々な分野における方針決定過程への参画、従来女性が少なかった分野への新たな活躍の場の拡大、とりわけ、子育てなどのためにいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進

(3) 行政の役割と連携の重要性

都は、都民や事業者、NPO、区市町村などと連携し、これからの時代にとって重要な取組を積極的に推進していくことが必要

第2部 行動計画に盛り込むべき事項

1 あらゆる分野への参画の促進

(1) 働く場における男女平等参画の促進

【均等な雇用機会の確保】

改正男女雇用機会均等法を踏まえ、男女の均等な機会と待遇の確保を更に徹底

企業の経営施策やCSR（企業の社会的責任）の視点も踏まえ、女性の能力が十分に発揮できるようにする取組をより一層推進

【多様な働き方を推進するための雇用環境整備】

多様な働き方を望ましい形で推進するためにも、正社員か正社員以外の労働者であるかにかかわらず、職務・働き方に応じた公正な処遇を確保

短時間正社員制度、パート・派遣労働者などの正社員への転換制度などの普及

パート・派遣労働者などが一律に低い労働条件などに置かれることのないようにする必要

【起業家・自営業者への支援】

多様で柔軟な働き方の一つとして起業は期待されており、女性を含めた起業家がより一層活躍できるよう支援

自営業者や農林水産業などの分野で働く女性の負担を軽減し、参画を促進

【女性のチャレンジ支援】

男女を問わず、一人ひとりが社会の担い手として、個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が選択でき、いつでも誰でも意欲を持ってチャレンジできる社会をつくることが必要
育児などのためにいったん家庭に入った女性が再チャレンジできる環境を整備

(2) 社会・地域活動への参画促進

様々な分野における女性の参画拡大について、計画的に取り組んでいくことが必要

多様な価値観・発想を取り入れるためにも、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げるとともに、従来男性が少なかった分野への男性の参画も促進

(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

【ワークライフバランスの実現】

仕事と家庭・地域生活との調和がとれた生活を実現するため、過度な長時間労働の改善を含め、ワークライフバランスに理解ある社会への転換を図ることが必要

仕事も生活も充実できるよう、画一的でなく柔軟で多様な働き方ができるようにする必要

【子育てに対する支援】

子どもを持つ家庭が、地域で安心して子育てができる仕組みづくり

大都市の多様なニーズに応じた保育サービスの向上

少子化対策の視点からも、「子育て支援」ととどまらず、男女ともに「働き方の見直し」を含めた取組を行い、仕事と家庭との両立が可能な社会環境を実現

【介護・高齢者に対する支援】

今後も引き続き、介護サービスを充実

男女ともに、介護と家庭や仕事の両立が可能な社会を早期に実現することが必要

高齢者が安心して生活できる社会環境の整備

高齢者がこれまでの知識・経験などを生かし、様々な分野で活躍できる社会を実現

2 人権が尊重される社会の形成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

【配偶者等からの暴力の防止】

被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を実施

暴力の背景を深く捉え、暴力の防止に社会全体で取り組む

都・区市町村・民間団体等が相互の連携のもとに、それぞれの役割を果たしていくことが必要

配偶者暴力がある家庭の子どもに対しては、関係機関等が連携し、適切に対応

恋人等からの暴力に関する普及啓発及び支援の充実

配偶者暴力についての社会的認識を高めるための意識啓発等、防止対策の推進

【性暴力・ストーカー等の防止】

被害者が相談しやすい環境づくりや情報提供の方法の検討等、被害者に配慮した対策の充実

ストーカー規制法を適切に運用し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援

【セクシュアル・ハラスメントの防止】

セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることの周知徹底

男女雇用機会均等法等に基づき、事業者に対する周知徹底を強化

学校等の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた体制整備

(2) 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援

性感染症など性に関する知識の普及、特に若年層に対して、発達段階に応じた性教育を実施

女性に特有ながん（乳がん、子宮がん等）等を予防するため、正しい知識の普及

女性・男性それぞれ特有の疾患やそのライフスタイルによって生じる健康上の問題に、より積極的に取り組むことが必要

心の健康づくりの推進

(3) 男女平等参画とメディア

都自らが人権を尊重した表現に努めるとともに、メディア事業者による自主的な取組を促進

人権侵害につながる性表現について、有害情報を含むメディアの自主規制を促進

情報の受け手側のメディアへの対応能力の養成

3 男女平等参画を推進する社会づくり

(1) 教育・学習の充実

学校は、男女平等教育を教育課程に位置づけ、組織的・計画的に適正な男女平等教育を推進
ライフスタイルに応じた一人ひとりの目的と能力にあった、多様なニーズに対応した学習機会の
提供

学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における相互連携

(2) 普及・広報の充実

【情報・交流の推進】

男女平等参画に関する様々な情報を幅広く提供

【社会制度・慣行の見直し】

社会制度や慣行について、男女平等参画の視点から見直しを検討する必要

(3) 推進体制

男女平等参画を推進するための都の体制整備